

令和4年度

静岡地域労働者福祉協議会の

要望に対する回答書

静 岡 市

04 経商商第 1411 号

令和 4 年 10 月 14 日

静岡地域労働者福祉協議会

会 長 仁王 尚夫 様



静岡市長 田辺 信宏

(経済局商工部商業労政課)

令和 4 年度 静岡市に対する行政要望にかかる回答について

令和 4 年 8 月 26 日付けで貴協議会から提出がありました標記要望について、
別紙のとおり回答いたします。

令和4年度 要望に対する回答

～ 目 次 ～

1 健康・福祉

- (1) 安心して子育てが出来る子どもファーストの政策の推進 1

2 文化・学習

- (1) 地域スポーツの充実及び部活動の地域移行化について 2
- (2) 静岡市の奨学金制度の拡充 3
- (3) 学校を核とした地域と子どもを繋ぐコミュニティづくり 3

3 生活・環境

- (1) 静岡市への移住施策、定住施策の推進 4
- (2) 場所が限定されるスポーツ
(サッカー、野球、スケートボード、ボルダリング等)
ができる施設の新設および運動施設への公園の併設 5
- (3) 消費者被害の防止・救済の取り組み 6

4 都市基盤

- (1) 静岡駅周辺の並木通りにおける鳥のフン害 7
- (2) 地域の防犯活動における更なる取組の強化 7
- (3) パルクル事業の拡充 8
- (4) 防災・減災の対策 8

5 産業・経済

- (1) 麻機遊水地地区の活性化 9
- (2) 静岡市への企業誘致 10

6 その他

- (1) 福祉強化キャンペーンに対する広報協力 10
- (2) フードバンク事業に対する広報協力 11
- (3) 企業のイメージアップに向けた表彰事業の活用 11

1 【健康・福祉】

(1) 安心して子育てが出来る子どもファーストの政策の推進

日本の人口は減少し続けており、静岡市においても 1990 年をピークに減少し続けている。今後、人口を出来る限り維持していくためには安心して子育ての出来る街にしていく必要がある。そのため、給食費や子ども医療費の無償化をはじめ、物価高騰の影響緩和策など子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた取組を要望する。また、既存の子どもが遊べる施設の利用促進に向けた情報発信の強化や子どもが遊べる屋内型施設の設置を要望する。

<学校給食課>

<現状>

給食費（保護者が負担する食材費）の無償化については、年間約 23 億円の経費が必要となり、現在の財政状況から、非常に困難です。

また、学校給食費の半額負担などの補助についても、実施が困難であると考えており、無償化等を検討する予定はございません。

なお、経済的な理由で学校給食費の負担が困難な家庭については、就学援助制度により補助しております。

子どもたちが、これまでどおり必要な栄養素を摂取できるよう、物価高騰による食材の値上げ分に関し、令和 4 年 7 月～令和 5 年 3 月分について、公費で負担いたします。

<今後>

現状では給食費の無償化については、検討する予定はございません。物価高騰分への負担については、令和 4 年度については補正予算にて令和 4 年 7 月から対応していますが、令和 5 年度以降については、国の交付金等の状況に応じて検討してまいります。

<子ども未来課>

<現状>

児童館や子育て支援センターなど子どもが遊べる施設の利用促進に向けたイベント情報などは、子育て応援総合ホームページ「ちゃむしずおか」や、ツイッターなどの SNS を活用して定期的に情報発信している。

また、屋内型施設としては、上記の施設ほか、静岡市子どもクリエイティブタウン「ま・あ・る」や、静岡科学館「る・く・る」などがある。

<今後>

子育て応援総合ホームページ「ちゃむしずおか」及びアプリ版「ちゃむしずおか」にイベントカレンダー機能を追加して子どもの遊び場に係る情報などを見やすくするなど、ホームページ等のリニューアルを図るとともに、既存の公共施設を活用して子どもが遊べる場を創出できるよう、屋内の遊び場提供に向けた検討を行っていく。

<子ども家庭課>

<現状>

本市では、高校生年代（18歳年度末）までの子どもを対象に、入院、通院における保険診療にかかる医療費の一部を助成しております。

通院については、1歳から18歳までの子どもについては通院1回につき500円を上限とした自己負担金を負担していただいておりますが、0歳児の通院と0歳児から18歳までの子どもの入院については、保険診療自己負担額の全額を助成しております。

<今後>

保険診療自己負担額の全額助成につきましては、安易な受診が増加し、小児医療体制へ影響を与えるおそれがあるため、慎重に判断する必要があると考えております。このため、現時点では現行制度の見直しは予定しておりませんが、引き続き子育て世帯のニーズを把握し、支援施策の検討を進めてまいります。

2 【文化・学習】

(1) 地域スポーツの充実及び部活動の地域移行化について

地域スポーツ、文化芸術の充実は、地域でのコミュニティづくりや、健康増進のために重要である。一方で、現在スポーツ庁、文化庁においても部活動の地域移行に関して検討が進められているが、外部顧問および外部指導員など地域人材の活用が進んでいる。地域でスキルのある人材が部活動を指導することは、子どもたちや教職員の両者にとって有効である。地域のスポーツ、文化芸術を支える事業を推進していきながら、学校や部活動への協力も促していけるよう更なる推進を要望する。

<学校教育課>

<現状>

本市では、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」の策定（平成29年度）や外部人材の活用などの取組により、生徒の人間形成に資する有意義な部活動を目指してきました。

中学校における部活動は、設置や生徒の加入も任意の活動であるものの、本市では市内に約430部設置されており、全生徒の約8割、11,000人が活動しています。（令和4年度）

しかしながら、少子化による部員数の減少や競技経験のない顧問の増加など、学校だけでは解決困難な課題があり、近年では部活動の維持・継続することが難しい状況にあります。

そこで、令和4年7月に静岡市部活動改革検討委員会を設置し、現在、今後の部活動の在り方等について検討を進めております。

<今後>

将来にわたって、子どもたちが仲間とともにスポーツや文化芸術の活動に親しみ楽しめる環境の実現に向けて、令和8年度までに休日の部活動を地域展開できるよう進めてまいります。

地域展開にあたっては、希望する教員に加え、専門的な指導が可能な地域人材も参画できるよう検討を進めてまいります。しかしながら、現状でも、地域の状況や当日の天候等を考慮して、クラブによっては開所時間前の柔軟な対応も行っており、今後も、各地域の状況やニーズを把握したうえで、対応をしてまいります。

(2) 静岡市の奨学金制度の拡充

将来、静岡市在住の働き手を増やし、地域社会の担い手となって貰える方を増やすため、静岡市の奨学金制度（静岡市育英奨学金）の更なる拡充を要望する。具体的には、現在奨学金の返還免除制度では対象者となった場合に最大で貸与総額の1/2まで返還が免除されるが、これの全額免除を要望する。

<児童生徒支援課>

<現状>

静岡市育英奨学金は、高等学校、短期大学、大学又は大学院等に入学・在学する者に学費を貸与して、優秀な人材を育英し、市の発展に資する優秀な人材を育成することを目的としており、令和3年度までの直近10年間で延べ2,005人に約4億5,400万円の貸与を行ってまいりました。

本市育英奨学金の返還免除制度は、平成27年度から本市独自の制度として導入し、令和3年度末時点で延べ22人に利用していただいております。

<今後>

令和4年度予算において、育英奨学金の原資となる返還金は、奨学金全体に対して約4割を占めています。返還免除の額が増えると、これから貸与を受けようとする方の奨学金が減少することになるため、現時点では返還金の全額免除は考えておりません。

しかしながら、育英奨学金の応募者が減少しており、現行制度の在り方を検討する必要があると考えていることから、本市奨学金利用者のニーズを調査し、現状や要望を把握した上で、制度の充実について検討を続けてまいります。

(3) 学校を核とした地域と子どもを繋ぐコミュニティづくり

学校では、地域と協力する学校応援団などの事業が進められてきた。これらのおかげで、学校は地域との繋がりや子どもたちの学びの充実が図れており、更には地域の活性化にも繋がっている。今後も、学校を支える活動を充実させていくことで、学校が地域のコミュニティづくりの場としても機能させられるよう、さらなる事業の推進を要望する。加えて、統合等により廃校となった校舎や体育館などを子ども達が学び、楽しめる施設として再活用することを要望する。

<教育総務課>

<現状>

本市では、地域ボランティアによる「学校応援団活動」と、放課後の学校施設を利用して、地域人材による豊かで多様な体験・交流の場を提供する「放課後子ども教室」からなる「地域学校協働活動推進事業」を実施しております。

令和3年度の実績としましては、「学校応援団活動」は、市内全小中学校で、「放課後子ども教室」は小学校82校で実施し、年間延べ17万5,000人のボランティアの方が学校活動の支援に携わっていただきました。

また、学校と保護者、地域住民、企業、NPO、団体等が一体となって連携・協働する「学校・家庭・地域 総がかりの教育」を実現するため、小中一貫グループを基盤に中学校区単位で「コミュニティ・スクール」の導入を推進しています。

令和4年度4月時点で、中学校区ごとの13グループを「コミュニティ・スクール」に認定し、中学校区全体で学校と地域の連携を深めています。

学校統合により廃校となった学校施設等の利活用については、地域の意向を丁寧に聞きながら、関係局と連携して対応しております。

<今後>

今後は、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することにより、協議したことを実際の活動として継続的に実践していくことができる体制づくりを中学校区全体で進めていきます。

そのために、「コミュニティ・スクール」の全中学校区への導入を目指して取り組んでいくとともに、各中学校区に配置する統括的な地域学校協働活動推進員（中学校区全体の地域学校協働活動のコーディネーター役）を増員したり、「“学校・地域 ひとつなぎ” コーディネーター養成講座」の継続実施により地域人材の育成に取り組んだりすることで、地域人材がより広範囲に、より主体的に活動できるような体制を整えていきます。

また、学校統合により廃校となった学校施設等の利活用については、今後も地域の意向を丁寧に聞きながら、関係局と連携して対応してまいります。

3 【生活・環境】

(1) 静岡市への移住施策、定住施策の推進

静岡市内の企業に就職している方について静岡市ではなく近隣の市町等に住んでいる方は少なくな。今後、人口を維持するためにも地域の魅力を伝える情報や津波に対する過度の不安を払拭し、安心・安全な地域であると感じてもらうためのハザードマップ等の周知を含めた住まいに関する更なる情報発信を要望する。

<企画課>

<現状>

本市では、国が掲げる「東京圏への一極集中の是正」に呼応した移住・定住施策に取り組んでおり、平成27年度から、東京・有楽町に「静岡市移住支援センター」を設置し、住まいや子育て、仕事など、多岐にわたる相談対応を実施しております。

また、平成30年度から、企画課内に「移住コンシェルジュ」を配置し、センターの相談員や庁内各課と連携して、移住検討者に対しきめ細かなサポートを行っております。

東京と静岡の2拠点に窓口を設置するほか、移住セミナーや相談会等を開催することで本市に関する情報を発信し、居住地、勤務地、通学先などの地域に関する相談に際しては、ハザードマップ等を活用して、想定される被害についても説明した上で地域ごとの魅力を伝えております。

<今後>

引き続き、静岡市移住支援センターや庁内各課、民間事業者等と連携して相談対応を行うとともに、移住ニーズを分析して、移住セミナー等のイベントを実施、また、本市の特徴や魅力についてHPやSNS等を活用して情報発信してまいります。

(2) 場所が限定されるスポーツ（サッカー、野球、スケートボード、ボルダリング等）ができる施設の新設および運動施設への公園の併設

実態として、広い場所があってもネットやゴールがなく、球技禁止の場所は多い。また、スケートボードやボルダリング等はオリンピックの影響もあり、盛り上がりを見せているが、ごく限られた場所しか許可されていない。これらスポーツについて学校の一般開放や、地域住民が利用を希望する際の既存の施設の利用方法についての情報発信や上記スポーツが出来る公園や施設の整備を要望する。また一方で、運動場、プール、野球場などいろんな運動施設がある場所においては、無償借地公園等を利用した公園の併設を要望する。これは、例えばプールや運動場に子どもを送迎する親が、待ち時間に下の子と一緒に遊びながら待つことの出来るような公園を考えている

<スポーツ振興課>

<現状>

本市では、サッカー等の場所が限定されるスポーツへの施設整備を次のとおり行っております。

■本市における施設整備状況（施設数）

区分	葵区	駿河区	清水区	計
サッカー	9	4	7	20
野球・ソフトボール	14	5	8	27
スケートボード	1	0	0	0
ボルダリング	0	0	1	1

なお、上記施設の利用を行う際には、「静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システム」等により手続きの上、利用していただいております。

また、上記施設に加え、体育館やグラウンド等の学校体育施設を地域住民に開放し、サッカー、野球等を含め、地域住民のスポーツ活動への参加機会を創出しております。

（R3実績 【利用件数】79,448件 【利用人数】1,687,568人）

次に運動場、プール及び野球場などの運動施設がある場所（以下、「総合運動場」という。）については、現状では、公園の併設はされていません。

<今後>

静岡市スポーツ施設配置適正化方針（平成29年度策定）により、原則、市民利用を主目的とした新規施設の設置は考えておりません。

しかしながら、今後予定される既存施設の大規模改修等の維持管理のタイミングに合わせ、利用体系、公園等供用空間の確保など市民の皆さんのニーズ等を踏まえながら検討していくとともに、市民の皆さんへ既存施設の利用方法等についても引き続き、SNS等により情報発信してまいります。

<緑地政策課>

<現状>

本市における公園内にスポーツ施設が併設されている公園

日本平運動公園（サッカー、テニスコート）

清見潟公園（体育館、プール）

有度山総合公園（テニスコート）

安倍川緑地（野球場、ソフトボール、サッカー）

富士川緑地（野球場、ソフトボール、テニスコート、サッカー）

桜が丘公園（テニスコート、ソフトボール）

大浜公園（プール）、田町公園（プール）、下川原公園（プール）、用宗緑地（プール）、

八木間六本松公園（プール）

<今後>

本市では、市民一人当たり公園面積の目標を 10 m²と定め公園整備を進めておりますが、現状では（令和3年度末）7.00 m²の整備にとどまっております。市内には身近な公園が無い「公園空白地」がまだまだ多く存在し、財政状況が厳しい中、少しずつではありますが、自治会等からご要望のあった身近な公園を順次整備しており、順番待ち要望公園が多く残っているのが実情であります。

したがって、現段階ではスポーツ施設に無償借地であっても公園を併設整備できる状況ではないことを御理解ください。

(3) 消費者被害の防止・救済の取り組み

2022年4月から民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年層の消費者被害の増加が懸念される。また、高齢者を狙った事案も多く発生している状況にある為、消費者被害を防ぐための一層の啓発活動の強化と、関係団体と連携した被害に遭われた方への相談体制の充実と情報発信を要望する。

<生活安心安全課>

<現状>

令和3年度に本市の消費生活センターに寄せられた相談件数は4,164件で、そのうち20代以下の若者の相談件数は409件、平成30年度以降微増傾向にあります。また、高齢者（65歳以上）の相談件数は1,421件で全体の約3分の1を占めています。

そのため本市では、各年代に合わせた消費者被害やトラブル事例などの情報提供、消費者トラブル対策講座を実施するなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図っています。特に、若年層に対しては学校の授業において、オンラインゲームの課金トラブルなどインターネットを通じた消費者トラブルを、高齢者に対しては自治会の集まりなどを活用して、訪問販売や通信販売などの消費者トラブルを取り上げて講座を実施しています。

また、相談が寄せられた場合は消費生活相談員が内容を聞き取り、契約の取り消しなどに関する説明や助言、適切と考えられる関係団体の相談窓口へつなぐなどの案内や相談者と事業者との間に入り、話し合いでの解決の支援を行っています。

<今後>

引き続き若者や高齢者に対して消費者被害の未然防止のための消費者トラブル対策講座を実施するとともに、更に若者を見守る保護者や高齢者の生活に密接に関わる地域包括支援センターなどの福祉関係者の方、消費者教育の要となる教員向けの講座の実施を考えています。

また、トラブルに巻き込まれた際には早期相談につながるように、相談機関である「消費生活センター」や「消費者ホットライン188」の啓発活動を継続して実施していきます。

4 【都市基盤】

(1) 静岡駅周辺の並木通りにおける鳥のフン害

静岡駅西側の並木通り(中央郵便局から労政会館まで)は春から秋にかけて鳥のフン害が多く、景観やニオイに影響がある。公衆衛生上でも問題がある為、定期的な清掃とフン害防止策を要望する。

<葵南道路整備課>

<現状>

静岡駅周辺の並木通りにおける鳥のフンの清掃と対策については、鳥のフン害は不定期であることから、計画的な対策が困難であります。

また、フン害の対策は、都市景観や周辺環境の状況により変化いたしますが、自然現象であるため、樹木や止まり木になる電線等がある限り、フン害自体をなくすことは難しいという課題があります。

<今後>

道路管理者として必要な場合は清掃を行います。

また、気になる状況の場合は、御連絡いただければ迅速に対応いたします。

(2) 地域の防犯活動における更なる取組の強化

静岡市内において、公園や通学路等で不審者が出没していると聞いている。誰もが安心して生活できる地域社会の実現に向け、防犯カメラ設置や注意喚起看板の設置等、様々な手法での地域防犯の強化を要望する。

<生活安心安全課>

<現状>

すべての市民が安心して活動することができる安全な地域社会を実現するために、市民の皆さんや警察、関係機関・団体などと連携し、各種防犯活動を行っています。

本市では、自治会・町内会等が公園や通学路などの公共の場所に向けて設置する街頭防犯カメラの設置に対する補助、地域で防犯活動を行う地域防犯団体の設立や活動に必要な物品等の購入に対する補助などを行い、地域防犯活動を支援しています。

また、地域防犯活動の新たな担い手を確保するため、通勤や散歩などの日常生活を行いながら、市で配布する腕章を身に着け、地域の見守り活動を行う、防犯ボランティア「しずお

か防犯パトロール」を令和元年度より開始しました。市民の皆さんや協力企業など、現在約1,200名に御参加いただき、それぞれの地域において、「ながら見守り」活動を行っていただくことにより、地域の防犯力強化に取り組んでいます。

<今後>

今後も地域や警察などの関係機関と連携し、各種防犯活動を展開していくほか、地域における自主的な防犯活動が継続的かつ活発に行われるよう、補助金等により支援していきます。また、市民の皆さんの防犯意識が高いほど地域の防犯力は高まることから防犯ボランティア「しずおか防犯パトロール」の参加者を増やしていかなければならないと考えています。地域の防犯力向上のため、静岡地域労働者福祉協議会会員企業の皆様にも御参加、御協力をいただければ幸いに存じます。

(3) パルクル事業の拡充

パルクルのサイクルポートについては昨年も要望しており、増加しているが、一方でパルクルの利用者が増加したことにより、自転車がなく借りられないことも増えている。また、自転車の充電が切れているケースも散見されるため、自転車台数の増加及び充電できるサイクルポートの増加を要望する。

<交通政策課>

<現状>

令和2年6月から事業開始した、静岡市シェアサイクル「PULGLE」は、令和4年8月末時点で、市内約170カ所にサイクルポートを設置し、うち9カ所が充電できるサイクルポートとなっています。

自転車台数も令和4年7月1日100台拡充し、現在500台体制で運用しています。

<今後>

公共交通を補完する役割を確立するため、利便性の高い場所へのポートの設置を進めてまいります。貴協議会からも、会員企業にポート設置、利用促進など働きかけていただけますようお願いいたします。

(4) 防災・減災の対策

日本各地で自然災害が頻発しており、また南海トラフ巨大地震の被害も想定されていることから、防災・減災を早急に進める必要がある。「災害対策基本法」の一部を改正する法律に基づき、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に着手していると認識しているが、災害時に有効に機能するための対策について要望する。

<福祉総務課・危機管理総室>

<現状>

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、国から市町村に、法施行からおおむね5年程度で優先度の高い要支援者の計画作成に取り組むよう要望されています。

本市では、令和3年度から避難行動要支援者のうち、障がい分野を対象に計画作成のモデル事業を実施し、身体、知的、精神等の様々な類型の、合計51人の方の計画を作成しました。

令和4年度は、洪水、土砂災害等のハザードのリスクも考慮して、介護サービスの利用者を対象に加え、範囲を拡大してモデル事業を進めています。

<今後>

計画の作成を進めるにあたり、災害時に実際に要支援者の避難を支援する、避難支援者の確保が大きな課題となっています。

個別避難計画が災害時に有効に機能するためには、この避難支援者の確保が重要であり、危機管理総室をはじめとした関係部局と連携し、一般的な防災に関することと併せて、啓発を進めてまいります。

また、地域の防災訓練の際に、作成した個別避難計画に沿った避難を試していただくなど、避難行動要支援者や個別避難計画に対する地域の理解促進にも取り組んでまいります。

5 【産業・経済】

(1) 麻機遊水地地区の活性化

地域の発展の為、手軽に自然とふれあうことができる麻機遊水地地区の魅力を伝えることができるパンフレット、ホームページの充実等の情報発信を要望する。

<緑地政策課>

<現状>

麻機遊水地の整備は、静岡県の交通基盤部が昭和50年から実施している巴川総合治水事業です。

静岡県は遊水地整備にあたり県民への説明の場として自然再生推進法に基づく「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を平成16年に組織し、平成28年には自然の再生だけでなくその活用も含めた「麻機遊水地保全活用推進協議会」に改組し、静岡県と静岡市が共同で事務局を担当しています。

静岡市は、河川占用許可を受けて遊水地の一部を都市緑地「あさはた緑地」として整備を行い、令和3年度から指定管理者制度を導入して管理を行っております。

静岡県の治水事業、静岡市の緑地整備、協議会の保全・活用の活動、指定管理者の催しやリアルタイムの状況等、各々の所管する立場でウェブサイトを開示しており、巴川治水事業やあさはた緑地、麻機遊水地についてもパンフレットを作成、配布しています。

特に指定管理者はSNSでの情報発信も積極的に行っており、利用者から高い評価をいただいています。

<今後>

麻機遊水地保全活用推進協議会では、県内の学識経験者の協力の下、麻機遊水地に生息する動植物の図鑑編集を行っており、令和5年度以降リリースする予定であります

(2) 静岡市への企業誘致

現状、静岡市内で就職したい者に対し、選択肢はあるものの、静岡市外へ就職している人も少なくない。首都圏や名古屋近郊への流出が止まらない為、仕事の的にも収入的にも魅力ある企業の更なる誘致を要望する。

<産業振興課>

<現状>

これまでの企業誘致は、製造業や物流業をターゲットに、例えば、日本平久能山スマートインターチェンジ周辺の区画整理事業による用地を、新たに進出を希望する企業に紹介するとともに、市の助成制度の活用を促しながら、誘致活動を実施してきました。

こうした中、現在のコロナ禍においては、テレワークの普及等によって、依然として地方への分散・移転を希望する企業が多く、中でも IT 企業など事務所系の企業からの問い合わせや相談が多くなっています。

<今後>

令和4年度では一例ではありますが、先日、東京のアニメーション制作スタジオが、市内に進出してくださり、地元のデザイン専門学校の生徒を2人雇用してくれるといった、明るい話題もありました。

従来型の製造業を中心とした企業誘致に加え、令和2年度から開始した「MoveTo しずおか」など新たな助成制度の活用を進めながら、事務所系の企業誘致についても積極的に進めていきます。

6 【その他】

(1) 福祉強化キャンペーンに対する広報協力

勤労者の生活は新型コロナウイルス感染症の拡大で大変厳しくなっており、地域労福協・県労福協が取り組む福祉強化キャンペーンについて労福協会員だけでなく、多くの勤労者にキャンペーンを知ってもらうことで、生活不安の軽減につなげたい為、広報の強化を要望する。

<商業労政課>

<現状>

本市では、従前より福祉強化キャンペーンの一環である「暮らしなんでも相談」や「奨学金相談会」について、広報紙の掲載や公共施設でのチラシ配布、自治会の組回覧による広報周知に取り組んでおり、福祉強化キャンペーンについても、図書館や区役所をはじめとした公共施設におけるチラシ配布を行い、認知度の向上に努めております。

<今後>

今後も引き続き、福祉強化キャンペーンなど、勤労者団体等が実施する勤労者福祉の向上につながる取組について、公共施設でのチラシ配布や広報紙に掲載してまいります。

加えて市ホームページへの掲載など新たな手法を活用することで、労福協会員に限らず多くの勤労者に取組を認知してもらえるよう、広報の強化に取り組んでまいります。

(2) フードバンク事業に対する広報協力

新型コロナウイルス感染症の影響でフードバンク事業の需要が急増している一方で、円滑に支援が受けられない状況があることから、各区役所でのフードドライブ活動の強化とともに、援助団体ではない福祉団体や学校等へフードバンク事業の利用方法等についての広報協力を要望する。

<福祉総務課>

<現状>

各区役所への食品回収ボックスの常設に加え、令和2年8月に「生活困窮者に届けるためのフードバンク」という記事を市公式ホームページに掲載するなど、市民に対する周知に取り組んでいます。

また、令和3年12月には、市立小中高校あてに、フードバンク援助団体である「静岡市暮らし・しごと相談支援センター」の学校職員への周知や対象者への案内を依頼しました。

<今後>

今後も各区役所の食品回収ボックスの常設や市公式ホームページでの広報を継続します。本年度も市立小中高校あてに、フードバンク援助団体である「静岡市暮らし・しごと相談支援センター」の学校職員への周知や対象者への案内を依頼し、定期的な周知を行う予定です。

(3) 企業のイメージアップに向けた表彰事業の活用

世間的にも育休に関する法令が改正される中、静岡市内の企業においても多様な働き方を推進し、企業のイメージアップ、延いては静岡市のイメージアップにつなげる必要があるため、表彰事業において幅広い企業から応募があるよう、事業周知の強化を要望する。また、表彰された企業のイメージアップにつながる発信力の強い広報について要望する。

<企画課、商業労政課、産業政策課、産業振興課、男女共同参画・人権政策課>

<現状>

①【静岡市SDGs連携アワード】

地域課題解決、SDGsの達成に向け、全国の事業所・団体を対象に、事業所・団体が連携して行われる取組のうち、事業所・団体間の連携を誘引しやすく、汎用性の高い取組を行う連携グループの表彰を行なっています。

更なる連携機会の創出、地域課題の解決、SDGsの達成につなげていくため、受賞事例だけでなく、応募事例全てを事例集にとりまとめ、周知に努めています。

過去の実績は、令和3年度：表彰7件（事例集掲載39件）となっています。

（事業開始：令和3年度）

②【多様な人材の活躍応援事業所表彰】

女性をはじめとする多様な人材の活躍を促進するため、働き方改革や、ワークライフバランスの実現に積極的に取り組む企業の表彰を行っています。

企業から積極的に応募してもらえるよう、専用サイトでの周知やチラシの公共施設への配架、広報紙の活用等、多様な媒体で周知に努めています。

過去の表彰実績は R3：8社、R1：3者(R2はコロナで中止)であるが、平成21年度の「静岡市ワークライフバランス推進事業所表彰」から数えると延べ60社を表彰してきています。

③【静岡市CSRパートナー企業表彰事業】

適正な労務管理、コンプライアンス、地域貢献活動の充実など、企業の持続可能な発展につながる「CSR活動」に取り組む企業を表彰しています。企業から積極的に応募してもらえるよう、静岡市ホームページでの周知や公共施設へのチラシの配架、広報紙の活用等、多様な媒体で周知に努めています。

過去の表彰実績は R3：6社、R1：3者(R2はコロナで中止)であるが、平成27年度から数えると延べ28社を表彰してきています。

④【静岡市中小企業技術表彰】

新規又は独創性の高い技術を持つ中小製造事業者を表彰しています。

企業から積極的に応募してもらえるよう、チラシの各支援機関への配架の依頼（静岡商工会議所、清水商工会、静岡市産学交流センター）、金融機関における周知（しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、静岡銀行、清水銀行）、広報紙の活用等、多様な媒体で周知に努めている。

過去の表彰実績は R3：4社、R1：5者(R2はコロナで中止)であるが、表彰制度を開始した平成28年度から数えると延べ20社を表彰してきています。

※②③については受賞後10年間、融資制度の保証率の補助率上乘せ（通常25%補助→75%補助）ができることとなっています。

⑤【静岡市女性活躍ブランド認定事業】

女性活躍を推進する「しずおか女子きらっ☆プロジェクト」の一環として、女性が開発に貢献した商品を募集・審査の上、「しずおか女子きらっ☆ブランド」に認定しています。

企業から積極的に応募してもらえるよう、各イベントでのPRや静岡市ホームページでの周知、チラシの各支援機関への配架の依頼（静岡商工会議所、清水商工会、静岡経済同友会、静岡県経営者協会）、金融機関における周知（しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、静岡銀行、清水銀行）、広報紙の活用等、多様な媒体で周知に努めています。

過去の表彰実績は R3：4者、R2：8者、R1：10者であるが、表彰制度を開始した平成28年度から数えると延べ50者を表彰してきています。

<今後>

今後は、市内企業の参考となる先進的な取組を行っている企業への個別のアプローチ、市内SDGs宣言事業所・団体への事業周知や全国のSDGs未来都市を通じた募集を実施する等、これまで応募がなかった業界等への周知を強化していくとともに、働きやすさなど個別企業のイメージアップにつながる情報発信の方法について検討していきます。

併せて、引き続き、事例集の配布を通じた市内事業所・団体への取組の発信や団体間の交流促進等を行うとともに、表彰事業の効果を高めるため、企画局、経済局、市民局の各事業について合同で表彰式を開催してまいります。